

安全・安心のための建築ルール

都市計画区域では、住居やお店・工場などの建物を建てる時に、建築基準法でさまざまなルールが設けられています。ここでは、安全・安心なまちづくりのために必要な建築のルールを説明します。

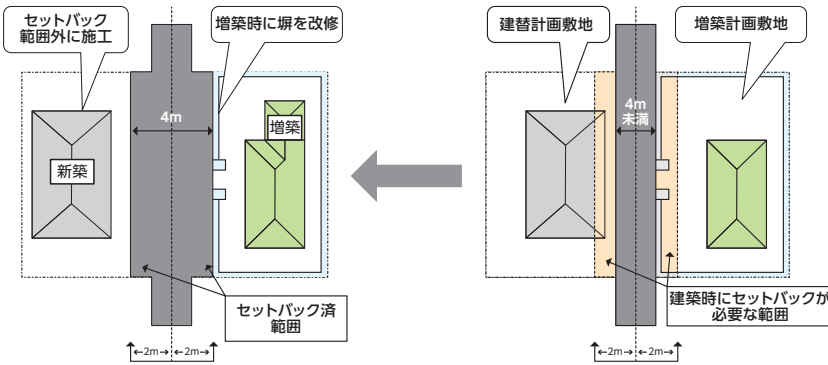


図1 幅4m未満の道路に接している敷地のセットバック

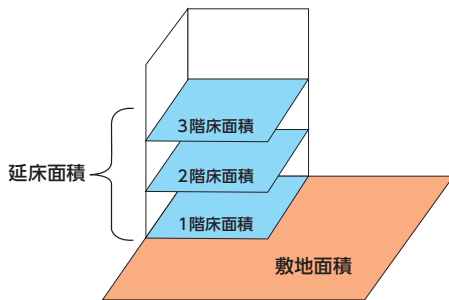


図2-2
容積率(%) = 延床面積 ÷ 敷地面積 × 100%

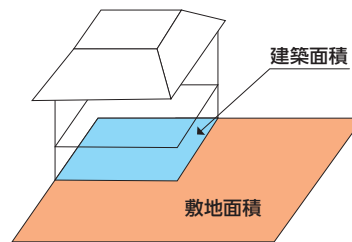


図2-1
建ぺい率(%) = 建築面積 ÷ 敷地面積 × 100%

敷地に関するルール

都市計画区域で建物を建築する場合、敷地が幅4m以上の道路に2m以上接していなければならないというルールがあります。これは、火災などの緊急時に、消防車や救急車などの緊急車両がスムーズに進入できるところで、被害を最小限に抑えたり、災害発生時に避難路を確保できたりするなど、防災上の理由から決められています。

敷地に接する道路の幅が4m未満でも、建築基準法に基づいて県が指定した道路であれば、敷地を道路の中心から2m離すことで建物を建築することができます(図1)。これを「セットバック」といい、ここには門扉や塀などを設置することや、プランターなどの物を置くことは

できません。

建物の大きさに関するルール

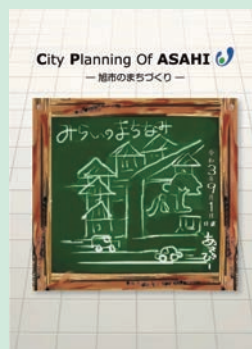
都市計画区域では、敷地の面積に対する建築面積の割合(建

旭市の都市計画に関するパンフレット

市では、市民の皆さんに都市計画や建築のルールなどを分かりやすく伝えるためのパンフレット「City Planning Of ASAHIー旭市のまちづくりー」「ー人々の生命・財産を守るー都市計画区域と建築のルール」を作成しました。市ホームページで見ることができます。



旭市の都市計画パンフレット



問い合わせ先

都市整備課都市計画班

☎ 62・5355

また、住んでいる人たちのプライバシー保護や、火災が発生したときの延焼防止、避難経路の確保にも期待できます。